

## 生徒心得及び生徒規則

七里ガ浜高校における 3 年間の生活をより良いものにするため、自主的に「生徒心得」及び「生徒規則」を守るよう努力しよう。

### I 生徒心得

#### 1 校時表について

本校の始業時刻は年間を通じて 8 時 40 分とし、校時を次のように定めている。

##### (1) 平常時の場合

S H R	8 : 4 0	～	8 : 4 5
1 校 時	8 : 5 0	～	9 : 4 0
2 校 時	9 : 5 0	～	1 0 : 4 0
3 校 時	1 0 : 5 0	～	1 1 : 4 0
4 校 時	1 1 : 5 0	～	1 2 : 4 0
昼 休 み	1 2 : 4 0	～	1 3 : 2 5
5 校 時	1 3 : 2 5	～	1 4 : 1 5
6 校 時	1 4 : 2 5	～	1 5 : 1 5
7 校 時	1 5 : 2 5	～	1 6 : 1 5
SHR・清掃	1 6 : 1 5	～	

##### (2) テスト標準時の場合

校時	H R	1	2	3
時間	8 : 4 0	9 : 0 0	1 0 : 1 0	1 1 : 2 0
	8 : 4 5	9 : 5 0	1 1 : 0 0	1 2 : 1 0

## 2 定期テスト等について

- (1) 定期テスト等の場合は、机の間隔をあけて配列し、窓の前から出席番号順に着席する。
- (2) テスト中は机上には筆記用具のみとし、不要な持ち物はカバンに入れ、机の中やその周囲におかず、すべて教壇の上又は教室の後又はイスの下に並べておく。
- (3) テストは公明正大な態度で受験する。不正行為は既・未遂を問わず指導の対象になる。
- (4) 定期テストの時間割発表は開始の1週間前とし、発表後は原則として部活動及び同好会活動等を停止する。

## 3 出欠席・遅刻・忌引等について

### (1) 欠席・遅刻・早退・欠課等

欠席・遅刻・早退・欠課の場合は、生徒手帳により届け出る。不測の場合の欠席については、「欠席等連絡システム」等を通じて連絡をする。

### (2) 忌引

忌引は次の基準に従い届け出る。

種別	父　　母	祖父母等	その他の近親
期間	7日以内	3日以内	1日以内

## 4 校内で、けが又は病気をした場合は、先生に申し出て指示を受ける。

## 5 更衣室の使用について

清潔整頓に心がけ個人の所持品を放置しないようにする。

## 6 環境美化について

自分が生活するところを清潔に保つように、われわれの手で校舎内外の美化に努め、気持ちよく学校生活ができるような雰囲気をつくる。

## 7 公共物の取り扱いについて

- (1) 校内の施設、物品は、すべて公共物であるから大切に扱う。
- (2) 公共物の取り扱いについては、別途「施設・備品の使用規定及び心得」による。

## 8 校内での火気の使用について

- (1) 校内での火気の使用は原則として禁止する。
- (2) やむを得ず火気を使用する場合は、校内の防火管理者の指示に従う。

## 9 下校時の注意について

高校生として適切な外出時間を守り、帰宅すること。

## 10 校外での事故について

交通規則を守り交通事故をおこさないよう注意する。万一校外で事故が発生した場合には、速やかに学校に連絡する。

## 11 外出について

- (1) 外出の際は必ず用件や行先を家庭に連絡する。
- (2) 青少年健全育成条例違反にならないよう、23時以降の外出は避ける。
- (3) 未成年者立入り禁止場所は勿論のこと盛り場などの徘徊は慎む。
- (4) 交通規則を守り交通事故を起こさないよう注意する。

## 12 その他

- (1) 休業中は別途「休業中の心得」に従って生活する。
- (2) 図書館の利用については、別途「図書館利用規定」による。

## II 生徒規則

### 〔1〕 校内生活

#### 1 登下校について

##### (1) 登校

- ① 始業時刻までに必ず登校する。
- ② 登下校に、四輪車・自動二輪車・自転車（特定小型言動付自転車を含む）を使用することは交通事故防止のため禁止する。自転車の使用は、自宅と最寄り駅（指定された駅）の間のみ認めるが、「自転車通学届」を提出し、保険に加入しなければならない。
- ③ 部活動等で休日登校し、教室・体育館・グラウンド等を使用する場合は、顧問の指示に従うこと。

##### (2) 下校

下校時刻は、年間を通じて月～金曜日は 16 時 55 分とする。

##### (3) 残留

上記の下校時刻以後学校に残留する場合は、顧問の許可を受けなければならない。  
最終下校時刻は 19 時とする。

##### (4) 外出

やむを得ない理由で外出する時は、届け出て許可を受けなければならない。

#### 2 服装等について

- (1) 服装は清楚端正を旨とし、本校指定の制服を着用する。
- (2) 県立七里ガ浜高等学校の制服

## 制服 I

上衣・黒つめ衿 5 つボタン

スラックス・裾はシングルで黒色のもの

(ジーンズやチノパンの類いは着用しない)

生地・特に指定なし

Y シャツ・白 (無地のもの)

## 制服 II

上衣・テーラー型 (ダブル 4 つボタン 2 枚袖・切りポケット・プリンセスライン・後背縫のみ)

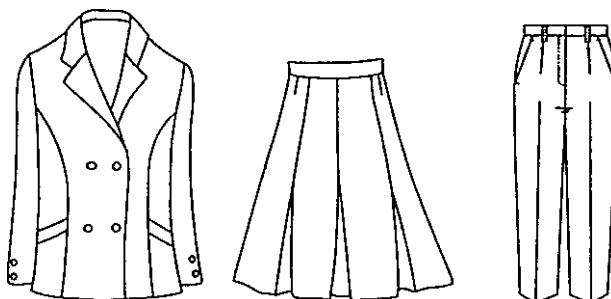
ベスト・V 衿 (前後 4 本ダーツ・脇フアスナー) (購入・着用は任意)

スカート・6 本箱ひだ

生地・紺サージ

※スラックス

Y シャツ・白 (無飾のもの)



※ポロシャツ・白・紺・黒・グレー (無地のもの) … 5 月 1 日～10 月 31 日

のみ着用可

(3) 制服には必ずバッジをつけなければならない。(制服 I は左襟・制服 II は左胸)

(4) 5月1日から10月31日まで上衣を着用せずに登校してもよい。上衣を着用しない場合はカーディガンやセーター、トレーナーの着用は不可。(ベストの着用は可とする) また、ベストの色は単色を基本とする。

(5) 通学用靴は、地味な運動靴・革靴を用い、それ以外のものは怪我などの特別な事情がない限りは使用しない。体育館履は指定されたものを、上履は学年で指定された色を用いなければならない。

(6) セーター・カーディガン・トレーナー等は必ず上衣の下に着用する。色は単色を基本とし、型はVネックまたはクルーネックのものとする。

(7) パーカーは着用しない。また私服に見える派手な模様や大きな図柄の入ったセーター類も認めない。ただし、上衣の上に着るようなフード付きアウターとしての使用は可とする。

(8) 頭髪は常に清潔に保ち、脱色・染色・装飾等で手を加えないこと。  
ただし、健康上の問題で、やむをえず手を加える必要が生じたときは申し出ること。その際、保護者と連絡をとって必要な手続きを行う。なお、無断で手を加えた者は、元に戻す指導を行う。脱色・染色・カラーのエクステなど即座に戻すことができない頭髪加工を行わないこと。無断で手を加えた者は、改善指導を行う。

(9) やむなく異装して登校しなければならないときは、所定の用紙による「異装許可願」を提出し、ホームルーム担任の許可を受けなければならない。

### 3 所持品等の記名について

所持品には必ず記名し、みだりに私物を学校に放置してはならない。

#### 4 貴重品について

- (1) 貴重品は各自が管理することを原則とする。
- (2) 高額な金銭や高価な物品は学校へ持ってきてはならない。
- (3) 特別な事情によりやむを得ず持ってきた場合は、ホーム担任等に連絡しその指示に従わなければならない。
- (4) 体育その他で教室をあける時は必ず貴重品を教室のロッカーに入れ、鍵を付けて自己管理する。

#### 5 紛失・盗難・拾得物について

校内で金銭・物品等の紛失、盗難・拾得物があった場合は、直ちに生徒支援 G の先生に届け出なければならない。

#### 6 校内で金銭その他の物品を徴収する場合等について

- (1) 校内で金銭その他の物品を徴収する場合は、関係の先生の許可を受けなければならない。
- (2) 校内での物品の売買や金銭の貸借は、一切禁止する。

#### 7 その他の諸届について

- (1) 外来者と面会する時は、関係の先生に申し出なければならない。
- (2) 公認団体の校内日常活動での掲示物・印刷物の掲示及び配布は、必ず顧問の許可を受けなければならない。上記以外の掲示・印刷物は掲示物及び配布物を添えて、掲示・配付予定日 3 日前までに所定の用紙により活動支援 G の先生に届け出て許可を得なければならない。なお、配布物については保存用として活動支援 G に 1 部提出する。

## 〔2〕 校外生活

### 1 旅行・キャンプ等について

休業中、旅行・キャンプなどに行く時は、必ず保護者の許可を得てすべて家庭の責任において行うものとするが、行動を把握する必要上所定の「旅行届」をホーム担任に1部提出しなければならない。

### 2 アルバイトについて

アルバイトは、保護者と生徒がその必要性と学校生活への影響を十分に話し合い判断する。